

平成31年10月～

消費税の軽減税率制度が実施されます！

# よくわかる☆消費税 軽減税率制度

## 軽減税率とは…？

消費税が10%に引上げになる際、特定品目(食品や新聞等)は8%のまま据置きとなるため、事業所は取扱商品により10%と8%に分けて計算しなければなりません！

- 軽減税率の対象品目はなんだろう？
- 帳簿や請求書の記載方法はどうか変わるの？
- 税額はどうやって計算するの？



- 日 時 平成29年11月22日(水) 13:30～15:00
- 内 容 軽減税率制度の紹介、利用できる補助金の紹介等
- 講 師 松隈 のぞみ氏(香椎税務署 個人課税第一部門 上席国税調査官)  
三浦 純宗 氏(福岡県商工会連合会 中小企業診断士)
- 場 所 福津市商工会 2階会議室

\* 駐車場に限りがございますので、お乗り合せの上ご来場ください。

- 参加費 無料(どなたでもご参加いただけます)
- 申込み 裏面の参加申込書をご記入の上、FAXにてお申し込み

ください。電話(☎42-0315)でのお申し込みも受け付けます。

- 軽減税率は全ての事業者の方に関係があります。
- 事業者の方にとっておいていただきたい軽減税率制度のポイントを紹介いたします。
- 事業者の方からのよくある質問にお答えします。
- POSレジ導入等に係る「軽減税率対策補助金」(申請受付締切:平成30年1月31日)についても説明いたします。

福津市商工会

TEL 0940-42-0315 FAX 0940-43-6502  
〒811-3217 福津市中央2-10-6

申込み 福津市商工会

FAX 0940-43-6502

講習会「よくわかる☆消費税『軽減税率制度』」

(11月22日開催)

## 参加申込書

事業所名		出席者氏名	
電話番号			
*当日、質疑応答を予定しています。あらかじめのご質問がありましたら、具体的にご記入をお願いします。より適切にお応えいたします。			

※ 申込み期限

**11月15日(水)まで**